

交第6号議案

横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例

横浜市貸切旅客自動車条例（昭和40年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「0.05」を「0.08」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市貸切旅客自動車条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金について適用し、同日前に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

貸切旅客自動車の運賃及び料金について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市貸切旅客自動車条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（運賃及び料金の加算）

第3条の2 運賃及び料金として、前2条の規定により算定した運賃及び料金の額のほか、その合計額に $\frac{0.08}{0.05}$ を乗じて得た額を加算する。この場合において、加算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。